

人生の最終段階における医療に関する意識調査にむけた検討(1) 海外の主な国民レベル意識調査のレビュー

研究代表者：田宮菜奈子 筑波大学医学医療系 ヘルスサービスリサーチ分野 教授
研究協力者：羽成恭子 小田原市立病院 緩和ケア科 部長
研究協力者：Joshua Gallagher 筑波大学人間総合科学研究科フロンティア医科学専攻

研究要旨

目的

海外の国レベルの終末期医療に対する意識調査を比較し、将来の終末期医療に対する意識調査における示唆を得ることを目的とする。

方法

2方向の検索方法を用いた。1つ目は Medline で選択基準を介して抽出した。2つ目は逆に、終末期医療の先進的な対策を有する国を特定し、各国個別にその根拠となる文献を調べた。調査内容は類型分類ごとに分析を行った。

結果

2536 件の資料のうち、6 件が海外における国民意識調査であった。該当した国は、英国（4 件）、カナダ（1 件）、及びオーストラリア（1 件）である。政策反映について言及していた国民意識調査は 2 つ、英国及びオーストラリアであった。

結論

まず、英国では、多くの団体がいろいろな視点で国レベルの意識調査を頻回に行い、そこから政策を決定していくプロセスもあり、国民の関心につながっていた。我が国の調査もこれに学べる点もあると考える。

意思決定に関する法的アプローチがない現状における日本は、英国などとは意思決定への考え方が根本的に異なる可能性があり、結果の解釈などには、この点を考慮する必要がある。

しかし、欧米でも必ずしも自己決定をしたい者が多かったわけではなかった。

また、意識調査後のデータなどは、英国のようにオープンデータとして活用されると研究も増え、一般への周知を促すためにも有用かもしれない。

文化や調査の背景の異なる日本においても、こうした調査を通してオープンな議論が広がることの価値は大きいと考える。

I. 海外におけるエンド・オブ・ライフに対する国レベル意識調査のレビュー

A. 研究目的

公共政策の効果的な改正には、その証拠が明確であることが望まれる。さらに、国民が支持する世論は、政策を実施するかの承認に際して非常に重要である。本文献レビューは、海外政府がどうやって終末期のケアに関する世論の調査を行い、得た結果がどのような形で政策に取り入れられたかを分析することを目的とした。諸国の政府のアプローチの仕方を調べることで、施行された政策をいかに証明するか、本レビューにて様々な政府の研究機関が国民の終末期医療に対する態度の評価をどのようにして取り組んだかの概要を記述する。

B. 研究方法

政策の立案、変更利用された政府関連の研究を以下のように検索した。ここでの政府機関の研究とは、政府自身、政府機関もしくは研究に対して何かしらの形でサポートをしている機関によって実施された研究のことを意味する。

本文献レビューでは文献収集を2つの方法で行った。英語のタイトル及び概要は以下のキーワードで検索した：

「government survey」OR「national survey」OR「NPO」OR「NGO」OR「department of health」OR「ministry of health」OR「national strategy」OR「government

strategy」OR「government project」OR「national program」OR「national programme」OR「public policy」AND「end-of-life」。

検索方法①

各資料は以下の選択基準によって抽出した。まず(A)英文で書かれた国レベルで実施された調査、つぎに、(B)自国の政府、又は、政府が資金を提供した団体と共同参加して(C)エンド・オブ・ライフについて着目した調査をレビュー対象文献とした。

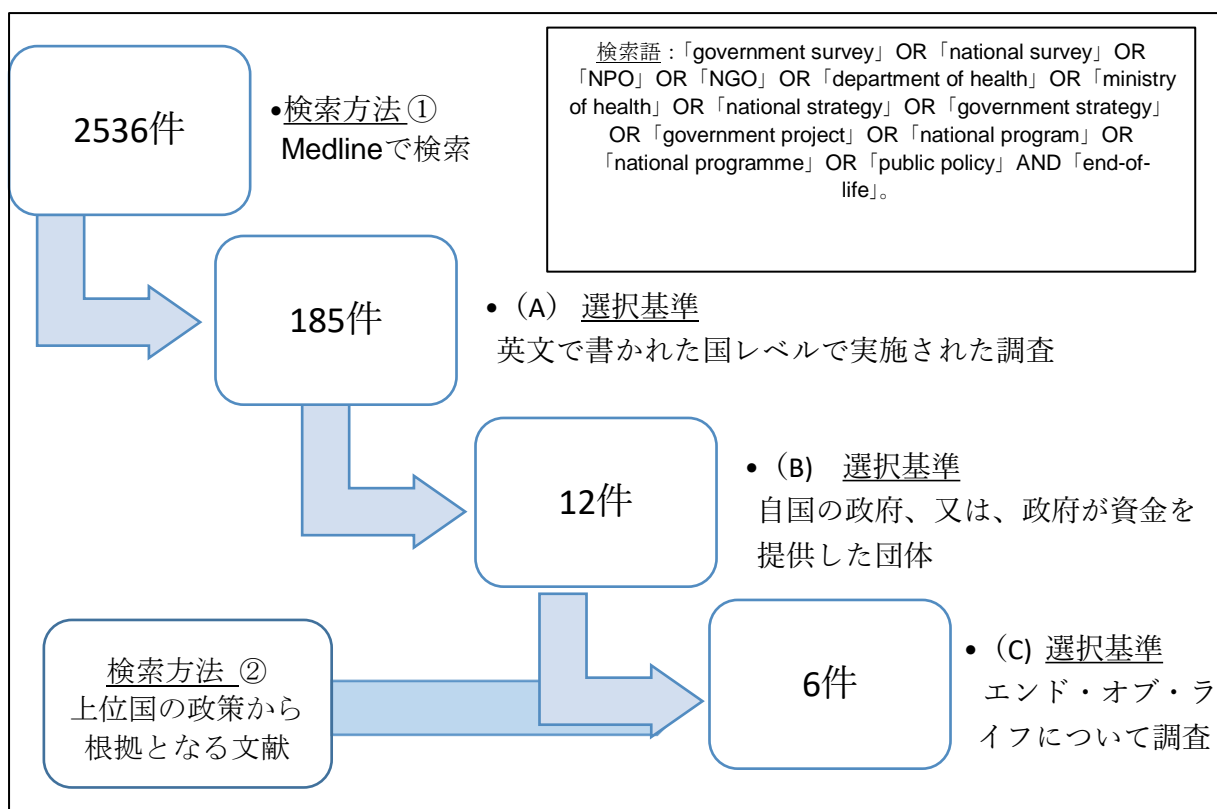
検索方法②

上記と逆に、まず、終末期医療の先進的な対策を有する国を特定し、各国個別にその根拠となる文献を調べた。該当する国は以下の通り：イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、アイルランド、ベルギー、台湾(中華人民共和国)、ドイツ、オランダ、アメリカ合衆国、フランス。ここにおける先進的な終末期医療はエコノミスト誌による「2015 QOD(Quality of Death 死の質)指数」の各国のランキングより比較をした¹。

C. 研究結果

レビューを行なった2536件の資料のうち、185件はさらなる分析のため再検索を要した。185件のうち12件はエンド・オブ・ライフの国内レベルの研究であると表されていた。その12件のうち、6件の資料が国民のエンド・オブ・ライフに対する態度の調査を実施していた。最終的に選ばれた6件のうち、2件のみにおいて的確且つ直接的な内容を含んだ政策が立てられた。

図1：レビューの手続き



結果の類型分類

本レビューでは、以下の類型ごとに着目した：調査名、調査を実施した年、国名、アドバンス・ケア・プランニングに関する法律の有無、調査の対象者、対象者数、調査の回収率、調査実施方法、エンド・オブ・ライフに関するドメイン、政策反映。エンド・オブ・ラ

イフに関するドメインとは、調査分析内容を三つの類型に分けた①エンド・オブ・ライフに対する認識、②エンド・オブ・ライフについてのコミュニケーション、③終末期医療の意思決定を行う者である。

表 1.2 : 意識調査の基本情報 (6件)

番号	調査の名前	団体	年	国	ACP の法 律	対象者	サンプル	回収率	調査方法	トピック
参考	人生の最終段階に 関する意識調査	厚生労働 省	2003- 2013年	日本	ない	一般国民 一般国民 一般国民	一般国民:2179人 と医師:921人と護 士:1434人と施設 介護職員:880人 と施設長1488人	一般国民: 43.6%、医師: 27.9%	郵送	コミュニケーション シジョンと意思 決定
1	BBC: How to die a good death?	英国放送 協会	2005年	英国	国家	一般国民 と遺族	一般国民:1027人 と遺族:500人	不明	面談	認識・コミュニ ケーション・意 思決定
2	British Attitudes Survey	Dying Matters	2012年	英国	国家	一般国民	一般国民: 2446人	不明	郵送	認識・コミュニ ケーション
3	Dying Matters Survey	Dying matters	2014年	英国	国家	一般国民 と一 般医者	一般国民:2055 と 一般医者:1003	不明	インターネット ネット	認識・コミュニ ケーション
4	National Survey of Bereaved People (VOICES)	英国保健 省	2012- 2016年	英国	国家	遺族	遺族:49000人	2011 (45%), 2013(46%), 2014 (43%), 2015 (43%)	郵送	コミュニケーション シジョン
5	Community Attitudes to Palliative Care Issues	オーストラ リア保健省	2003年	オース トラリア	各州	一般国民	一般国民: 764人	不明	面談	認識
6	Canadians' Views on Palliative Care	Palliative Care Matters	2016年	カナダ	各州	一般国民	一般国民: 1540人	不明	インターネット ネット	認識・コミュニ ケーション

表 1.2 (継続) : 意識調査の結果

番号	認識	コミュニケーション	意思決定	その他	政策反映
参考	なし	一般国民:49%が延命治療の継続に関して、家族と話あったことはある。医師:58%が家族と話あったことはある。	一般国民:自分で判断できなくなった場合には、88%が他人に決めてほしいと答えた。医師:91%が他人に決めてほしいと答えた。	一般国民:3%が意思表示の書面を作成した。医師:5% 意思表示の書面を作成した。	不明
1	死ぬ可能性が高いなら78%がそれを知りたい。	一般国民:34%が終末期医療の希望を他人に話した。3%がGP(一般医者)と終末期医療の希望を話したことはある。	一般国民:1%が自分のエンド・オブ・ライフ・ケアを決めるのが一番大事なことと答えた。遺族:心臓蘇生の決定には、患者のみ関与:4%、家族のみ:17%、患者と家族:10%。	一般国民:47%が自宅で死を迎えたい。8%がリビング・ウィルを作成した。法律があれば71%が死にゆく患者に安楽死を提供することに賛成である。	不明
2	死ぬ可能性が高いなら85%がそれを知りたい。	12%が死の話が不快である。	なし	67%が自宅で死を迎えたい。5%が事前指示書を作成した。	不明
3	一般国民:36%がアドバンス・ケア・プランニングの言葉聞いたことはない。	一般国民:51%が相手の終末期における望みを知らない。一般医者:40%が他人に終末期における希望を伝えた。	なし	一般国民:72%が自宅で死を迎えたい。6%が事前指示書を作成した。一般医者:8%が事前指示書を作成した。	不明
4	なし	(2015)79%の遺族が患者の病状を知っていた。	なし	(2015)遺族によると82%の患者が自宅で死を迎えたかった。実際に亡くなった患者の23%自宅で死を迎えた。75%が患者のエンド・オブ・ライフ・ケアの質は良いと答えた。	Liverpool Care Pathway の評価および各地域のケアの質の向上
5	75%が「緩和ケア」の言葉聞いたことはある。46%が緩和ケアは自宅で行うとは思われる。	なし	なし	緩和ケアに対する認識には、37%が自分の経験、19%がメディアから学んだ。	意識が低い子集団を対象とした教育プログラム
6	55%がターミナルケアの言葉聞いたことはある。アドバンス・ケア・プランニングは36%である。	43%が終末期医療の希望を他人に話した。(35%が家族に話した)。	なし	6%が事前指示書を作成した。緩和ケアに対する認識には、37%が家族、32%がメディア、27%が友達から学んだ。	不明

結果：最終的に検察された調査の詳細

調査内容が多様であるため、本文献レビューはそれぞれの研究文献から主な調査結果、及び文献内で紹介された立案政策のみを報告する。

1. 国名：英国 団体名：BBC 年：2005 調査名：How to Have a Good Death.

目的

本調査はエンド・オブ・ライフへの態度を評価するため、またイギリスのアドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning) のために初めて実施された調査である。加えて「How to Have a Good Death」(良い死を迎えるには) というテレビ番組に反映させるため世論を収集する目的で行われた。

調査概要

最初の調査は第三者の ICM が「英国放送協会」(British Broadcasting Corporation (BBC)) の代理で実施した調査資料であるⁱⁱ。ICM が一般国民の 1027 人と遺族の 500 人を調査した。

結果

本調査の分析内容に関してはエンド・オブ・ライフのドメインが三つある。回答者のエンド・オブ・ライフに関する認識、コミュニケーション、と意思決定プロセスであった。主な結果としては、一般国民の 34% が終末期医療の希望を他人に話した、3% が GP (一般医者) と終末期医療の

希望を話したことはある、8% がリビング・ウィルを作成した。法律があれば 71% が死にゆく患者に安楽死を提供することに賛成である。意思決定に関して遺族によると心肺蘇生の決定には、患者のみ関与が 4%、家族のみが 17%、患者と家族が 10% であった。

政策反映

不明。

2. 国名：英国 団体名：Dying Matters/NatCen 年：2012 調査名：British Attitudes Survey

目的

本調査は死ぬこと及びそれまでのプランについて話し合う事に対する一般国民の態度の評価を目的とした。

調査概要

英国で行われた本文献の研究は NatCen によって実施された「英国国民の意識調査」(British Attitudes Survey) に関する年間研究の一環として行われたⁱⁱⁱ。本文献では、イギリスの Dying Matters が NatCen と共同で、調査を作成した。Dying Matters は、イギリス国民が死ぬ事及びそれまでのプランについて十分に認知しているという見解の元に 2009 年に設立された団体である。この団体は様々なイベント、キャンペーン、活動を通して人々の死・死にゆくこと・死別に対する態度及び認識や理解を変えようと働きかける事で、死ぬこと・死にゆくことについて話し合うことを一般化しようとしている。2012 年に一般国民の 2446 人が NatCen の調査に参加した。

結果

調査内容ではエンド・オブ・ライフのドメインが二つある：一般国民の認識と死に対するコミュニケーション。主な結果としては、一般国民の12%が死の話が不快であり、5%が事前指示書を作成した。また、一般国民の67%が自宅で死を迎えたいと答えた。

政策反映

不明。

3. 国名：英国 団体名：National Council for Palliative (NCPC)/Dying Matters
年：2014 調査名：NCPC and Dying Matters Survey

目的

本調査の目的は死にゆくこと及びエンド・オブ・ライフの認識及びコミュニケーションを改めて新鮮な目で見てみることであった。

調査概要

NCPC 及び Dying matters はイギリスの一般人 2055 名及び 1003 名の一般医者 (GP) を対象とした調査を共同で進めた^{iv}。

結果

調査内容ではエンド・オブ・ライフのドメインが二つある：一般国民と一般医者の認識と終末期医療とアドバンス・ケア・プランニングに関するコミュニケーション。主な結果としては、一般国民の場合、36%がアドバンス・ケア・プランニングの言葉を聞いたことはなく、51%が相手の終末期における希望を知らず、6%が事前指示書を作成していた。一般医師の

場合は、40%が他人に終末期における希望を伝え、6%が事前指示書を作成した。

政策反映

不明。

4. 国名：英国 団体名：UK Department of Health
年：2012-2016
調査名：Survey for Bereaved Family Members (VOICES)

目的

本調査はイギリスの遺族の視点から見ており、余命 3 ヶ月の患者の終末期医療の質の評価を重要な目的とした。

調査概要

遺族に関する国内調査 (VOICES) はイギリスの保健省によって実施された年間調査である。死に関する要望について有益な識見を提供している^v。2012-2016 を通じて遺族の 49 万人が調査に参加した。

結果

調査内容では一つのエンド・オブ・ライフのドメインがある：遺族と亡くなった患者のコミュニケーション。この調査の主な結果は、遺族によると、79%の患者が自宅で死を迎えたかった。また、79%の遺族が患者の病状を知っていた。

政策反映

本調査は、イギリスの終末期医療の質の向上および最近の医療政策変更の評価をすることに用いられた。この最も明らかな例としては、近年の「看取りのパス：リバプール・ケア・パスウェイ」 (Liverpool Care

Pathway) の実施中止後の評価である。

リバプール・ケア・パスウェイとは、数日以内に亡くなる患者への一連のケアの内容を明らかにし、過不足なく実施されているかを継続的にチェックすることでケアの質を向上させるための、医療従事者向けのチェックリストであった。2013年中に英国保健省の独立した審査の証拠により、以下の3つの理由により、リバプール・ケア・パスウェイの全国利用が中止された^{vi}。

一つ目はパスウェイを利用する際に、患者の家族が死にゆく患者の病状や治療の方針を知らされていなかった。二つ目は「死にゆく患者」の診断は必ずしも正確ではなかった上、もし患者が(突然に)回復した場合、家族と介護提供者が不必要に悩み苦しむことになる。最後に、パスウェイ自体が終末期医療に対する個人の嗜好を考慮しておらず、このパスウェイの代わりに患者個々の嗜好に合わせた死にゆく患者のケアプランが作られるべきである、ということであった^{vii}。

リバプール・ケア・パスウェイの中止後に、新たなエンド・オブ・ライフ・プロトコルを作成するためにVOICESのデータが用いられた。

そして、本研究の結果は、地方、コミュニティ単位での活動によるイギリスの終末期医療の改善を拡大させる目的で作られた2015年の「国家緩和ケアとエンド・オブ・ライフ協会」(National Palliative and End of life Care Partnership)に盛り込

まれた^{viii}。

5. 国名：オーストラリア 団体名：オーストラリア保健省 年：2003
調査名：Community Attitudes to Palliative Care Issues

目的

この研究は緩和ケアに対するコミュニティの認識や態度について研究することを目的としている。

調査概要

Quantumがオーストラリアの保健省の代理で国内代表サンプルとして850名の一般市民を対象に調査を行なった。

結果

調査内容ではエンド・オブ・ライフのドメインが一つのみあった。緩和ケアに対する認識であった。主な結果として回答者の75%が「緩和ケア」の言葉を聞いたことはあり、46%が緩和ケアの行う所は自宅だと答えた。

政策反映

この研究よりNational Palliative Care Weekがさらに促進された。保健省はオンライン教育政策を作り上げる際にDying to Learnというオンラインコースなどのある特定のグループに焦点を当てた。加えて、ケアの決定の関与を高めるために、Decision Assist project^{ix}も立ち上げられた。最後に医療の専門家にもProgram of Experience in the Palliative Approach(PEPA)という教育プログラムが立ちあげられた^x。

6. 国名：カナダ 団体名：Palliative Care Matters 年：2016

調査名：Canadians' Views on Palliative Care

目的

本研究は一般的国民の緩和ケアに対する認識を調査することを目的とした。

調査概要

カナダで初めて行われた死に対する態度の国内調査では、IPSOS が Palliative Care Matters の代理で調査を行なった^{xi}。Palliative care matters はカナダの保健省の附属機関として提携している。

結果

この調査によると回答者の 55% がターミナルケアの言葉を聞いたことがある。アドバイス・ケア・プランニングの場合は、36% がターミナルケアの言葉を聞いたことがあり、43% が終末期医療の希望を他人に話し、また、6% が事前指示書を作成した。調査内容では一般国民の緩和ケアの認識と他人とのコミュニケーションという、二つのエンド・オブ・ライフのドメインがあった。

政策反映

不明。

参考：日本 団体名：厚生労働省
年：2013 調査名：人生の最終段階における医療に関する意識調査

目的

一般国民との認識及びニーズと医療機関者の状況の変化等を把握することで、患者の意思を尊重した望ましい人生の最終段階における医療のあ

り方の検討に資する^{xii}。

調査概要

2003 年から 5 年間に、2013 年に一般国民：2179 人と医師：921 人と看護師：1434 人と施設介護職員：880 人と施設長 1488 人を調査した。

結果

本調査の分析内容に関してはエンド・オブ・ライフのドメインが二つある：コミュニケーションと意思決定。一般国民の 3% と医師の 5% が意思表示の書面を作成した。加えて、一般国民の 88% と医師の 91% が他人に決めてほしいと答えた。一般国民の 49% と医師の 58% が家族と話あったことはあると答えた。

D. 考察

国際的にも、終末期医療のランクが一番であることを反映するかのよう、主に見つけられた調査文献はイギリスで実施されたものが多かった。全ての調査文献の中ではたったの 2 件のみが政府自ら実施されたものだった。(オーストラリア及びイギリス)。その 2 件どちらも調査と政策の関係性が明確だったが、政府関連団体によって行われた調査である場合はその調査がもたらしうる政策へのインパクトは明らかでなかった。しかし、このように調査が行われたということは政府がこの間接的な調査を多方面への活動のための一般情報とし、間接的に影響を与える可能性はある。

このような調査と政策研究のあり方として日本と異なる点は、政府は、これらのデータを公開している点である。これにより、その他の組織が

分析し、公表することによって、政策への影響も大きくなることである。

また、これらの海外の調査結果から、いくつか日本の国民意識調査と共通の項目について比較してみると、日本ではイギリスより、一般国民と医師の終末期医療のコミュニケーションが取れていたことである。厚生労働省の調査結果では、一般国民の49%が延命治療に関して、家族と話しあったことがあると答えた。しかし、BBCの2005年の調査結果では、わずか34%が終末期医療の希望を他人に話していた。また、Dying Mattersの2014年の調査結果では、51%が相手の終末期における希望を知らないとしており、英国においても、まだ話し合いはまだあまり行われていないようである。さらに、医師の場合で比較すると、日本の医師は厚生労働省の調査結果で58%が家族と話しあったことがあると答えたが、Dying Mattersの調査結果では、一般医師の40%が他人に終末期における希望を伝えており日本より下回った。

海外の調査の内容をみると、全ての調査が2つの共通のエンド・オブ・ライフのドメイン:認識とコミュニケーションに焦点を当てていた。3つ目のドメインの可能性と言えるであろう意思決定については、直接的質問はほとんどなかった。しかし、1件の例外として、BBCの2005年意識調査で意思決定の質問が載せられていた。この意思決定に関する質問を遺族に向けて行なうことによって、心肺蘇生及び延命薬剤使用の決定を誰が決めたかを把握していた。

意思決定の質問が少ないのは、おそらく調査を行なった全ての国に患

者のエンド・オブ・ライフの意思決定を管理する法的条件がすでにあるからだと思われる。また、もう一つイギリスの調査にも意思決定の内容が表面化しなかったのには研究当時の2005年に「意思能力法」(Mental Capacity Act)という患者の意思決定を保障する法律がまだ実施されていなかったからだと言える^{xiii}。

日本においては、患者の意思決定に関する法的権利は何も存在しない。隣国である台湾(中華人民共和国)は近年「患者自己決定法」(Patient Self-determination Act)を2015年12月に提案し、それを2018年には実施するという新たなステップを踏んだ^{xiv}。この法律は医療スタッフや家族からの影響から自身の意志を守るものである。我が国の「人生の最終段階における医療に関する意識調査」では、意思決定に関する質問は一つあったが、これは判断ができなくなった場合のみであった^{xv}。また、BBCの調査と比較すると、BBCの調査は判断能力があっても患者の家族の関与を質問していた。患者の意思決定に関する法律がない日本は、法律が前提にある国とは状況が異なるため、患者本人が意思決定をする事に対する国民の態度の調査はこれを踏まえて実施する必要があるだろう。

本研究の限界

このレビューには、以下のように主に3つの限界がある。一つ目は、全ての検索工程は英語で行われたため、エンド・オブ・ライフに対する態度の調査結果が限定される点である。特にドイツ、ベルギー及び台湾などの政府が先導して行なった緩和

ケア及び終末期医療の調査がそうであった。

二つ目は国レベルでの調査に焦点を当てることで、国レベルの体制がとれていない国の調査結果を抽出することができないという点である。例としてアメリカ合衆国は終末期医療に関しては、民間部門に頼っている。そのため著者は国民の態度に関する調査が乏しいのだと推測する。

最後に政策の立案及び修正は、必ずしも国レベルのプロジェクトによるわけではない。一つの発見としてイギリスやニュージーランドは非政府組織の調査結果をもとに政策の構想を練る。この理由から、この政策の関与する研究の文献レビューではこれらの調査は含まれていない可能性がある。

E. 結論

結論として、海外における国レベルの調査から、以下が示唆となると考えられた。

まず、英国では、多くの団体がいろいろな視点で国レベルの意識調査を頻回に行い、そこから政策を決定していくプロセスもあり、国民の関心につながっていた。我が国の調査もこれに学べる点もあると考える。

意思決定に関する法的アプローチがない現状における日本は、英国などとは意思決定への考え方が根本的に異なる可能性があり、結果の解釈などには、この点を考慮する必要がある。

しかし、欧米でも必ずしも自己決定をしたい者が多かったわけではなかった。

また、意識調査後のデータなどは、英国のようにオープンデータとして活用されると研究も増え、一般への周知を促すためにも有用かもしれない。

文化や調査の背景の異なる日本においても、こうした調査を通してオープンな議論が広がることの価値は大きいと考える。

F. 健康危険情報

特記なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

引用文献

- ¹ Economist Intelligence Unit. 2015 Quality of Death Index 情報源：
[/www.eiuperspectives.economist.com/sites/default/files/2015%20EIU%20Quality%20of%20Death%20Index%20Oct%2029%20FINAL.pdf](http://www.eiuperspectives.economist.com/sites/default/files/2015%20EIU%20Quality%20of%20Death%20Index%20Oct%2029%20FINAL.pdf)
- ⁱⁱ ICM/Endemol/BBC Poll. Survey of general public. 2005. 情報源：
www.icmresearch.com/endemol-for-bbc-how-to-have-a-good-death-general-public-survey-03-03-06. 調査内容：
www.cybermanual.com/search?q=how+to+have+a+good+death
- ⁱⁱⁱ NatCen. British Attitudes Survey 30. 2012 情報源：
www.bsa.natcen.ac.uk/media/38723/bsa30_full_report_final.pdf
- ^{iv} NCPC: DYING MATTERS SURVEY 2014 情報源：
www.comresglobal.com/wp-content/themes/comres/poll/NCPC_Dying_Matters_Data_tables.pdf
- ^v Office of National Statistics, 2014. National Survey of Bereaved People (VOICES-SF) 2013. London: ONS. [Online]. 情報源：
www.ons.gov.uk/ons/publications/reference-tables.html?edition=tcm%3A77-366284
- ^{vi} Henry C. (2014) Challenges in End of life Care: What VOICES tells us. EUROPEAN JOURNAL OF PALLIATIVE CARE, 2014; 21(6) 情報源
[www.eapcnet.eu/Portals/0/News%20and%20media/EAPC%20journals/EJPC%20comment%20s/EJPC21\(6\)Henry_Comment.pdf](http://www.eapcnet.eu/Portals/0/News%20and%20media/EAPC%20journals/EJPC%20comment%20s/EJPC21(6)Henry_Comment.pdf)
- ^{vii} UK Department of Health. (2013) An Independent Review of the Liverpool Care Pathway: More Care, Less Pathway.
www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/212450/Liverpool_Care_Pathway.pdf
- ^{viii} National Palliative and End of Life Care Partnership 2015 Ambitions for Palliative and End of Life Care 情報源：
endoflifecareambitions.org.uk/wp-content/uploads/2015/09/Ambitions-for-Palliative-and-End-of-Life-Care.pdf
- ^{ix} Australian Department of Health. 情報源：
www.caresearch.com.au/caresearch/tabid/3104/Default.aspx
- ^x Australian Department of Health. National Palliative Care Strategy. 情報源：
[www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/content/EF57056BDB047E2FCA257BF000206168/\\$File/Evaluation%20of%20the%20National%20Palliative%20Care%20Strategy%202010%20Final%20Report.pdf](http://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/content/EF57056BDB047E2FCA257BF000206168/$File/Evaluation%20of%20the%20National%20Palliative%20Care%20Strategy%202010%20Final%20Report.pdf)
- ^{xi} Palliative Care Matters, Ipsos Canada, (2016). Canadians' Views on Palliative Care: National Online Survey. 情報源：
static1.squarespace.com/static/5755e91b044262d8f43cf6fa/t/57e2b1b3d2b8579de605c555/1474474421962/Palliative+Care+Matters+-+Ipsos+Report.pdf
- ^{xii} 終末期医療に関する意識調査等検討会 「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」 (2013) p.26 情報源：
mhlw.go.jp/bunya/iryuu/zaitaku/dl/h260425-02.pdf
- ^{xiii} Her Majesty's Government. Mental Capacity Act 2005 (ch.9) 情報源：
www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/9/pdfs/ukpga_20050009_en.pdf
- ^{xiv} Taiwan Hospice Association 情報源：
www.hospice.org.tw/hospice/newsletter_data.php?pid=P15101200014fa5&lv01_id=B16040600016169&lv02_id=C160406000292cf